

様式 2

不利益処分に係る処分基準

|                  |                      |   |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称        |                      | さいたま市農業者トレーニングセンター及び併設施設の利用許可の取消し           |
| 根拠条例・規則等名<br>条 項 |                      | さいたま市農業者トレーニングセンター条例<br>第 1 1 条、第 2 2 条     |
| 所 管 部 課          |                      | 経済局農業政策部農業者トレーニングセンター<br>(電話：048-878-2026 ) |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 基準については条例第 1 1 条の記載事項                       |
|                  | 設定等年月日               | 平成 13 年 5 月 1 日設定      平成 31 年 10 月 1 日最終改正 |
| 備 考              |                      |   |